

1 個人情報保護法改正法（令和3年改正法）の概要

<これまでの地方公共団体の個人情報保護制度>

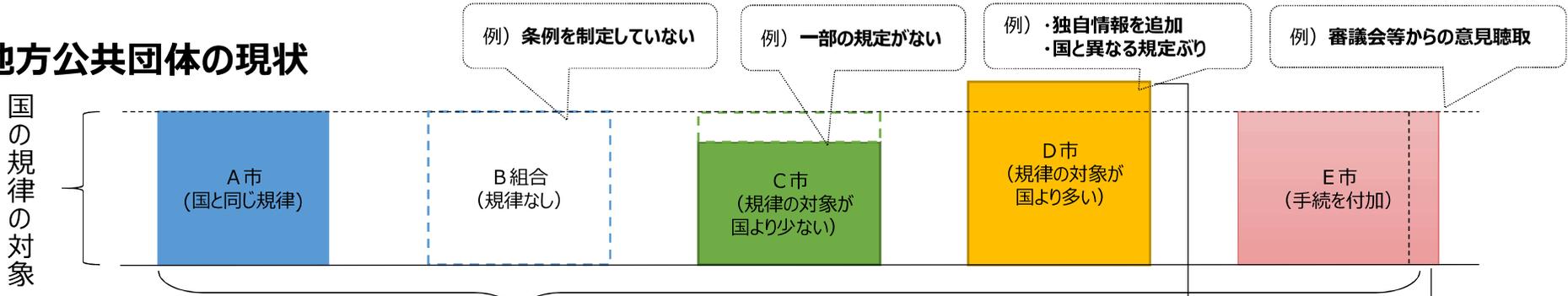
各地方公共団体間での個人情報保護条例の規定・運用の相違（いわゆる「2000個問題」）により、施策上の不均衡・不整合などの支障が生じていた。



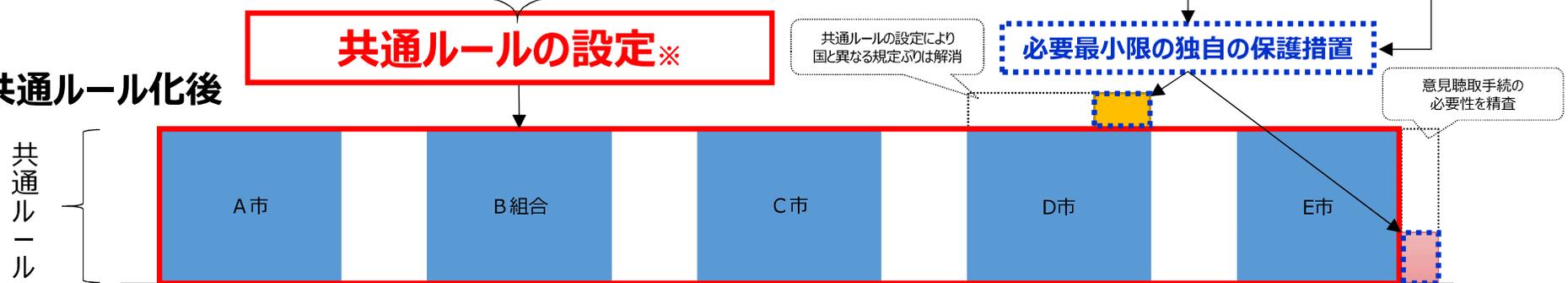
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドライン等を策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後

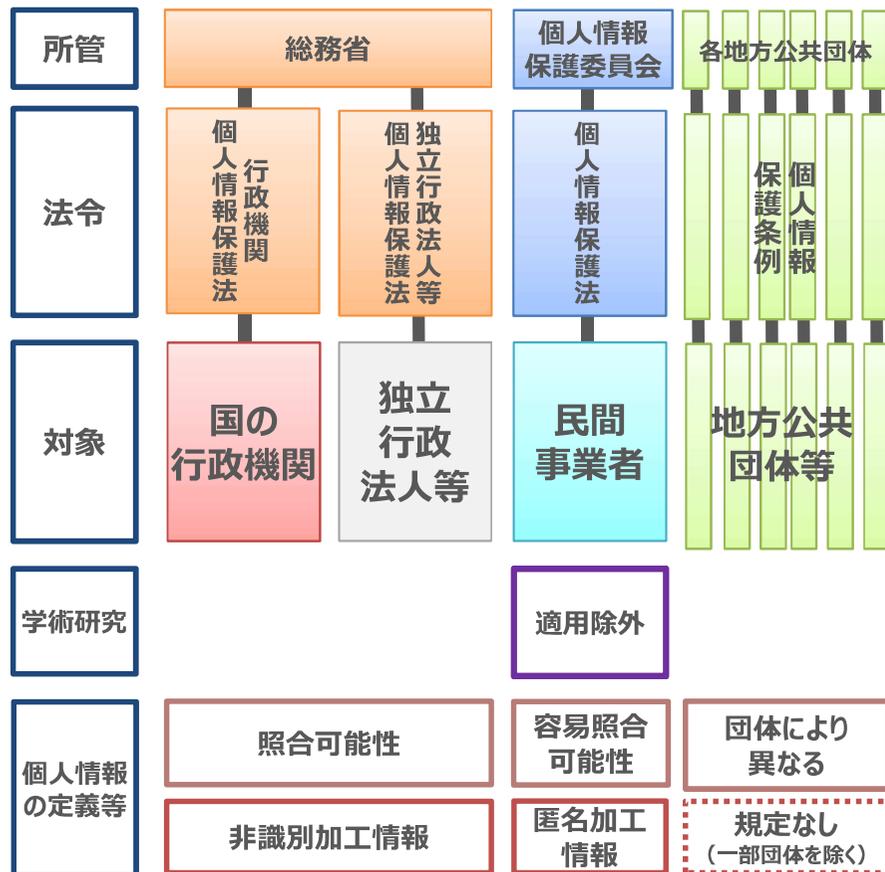


※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。
 ※審議会等の主な役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に移行。

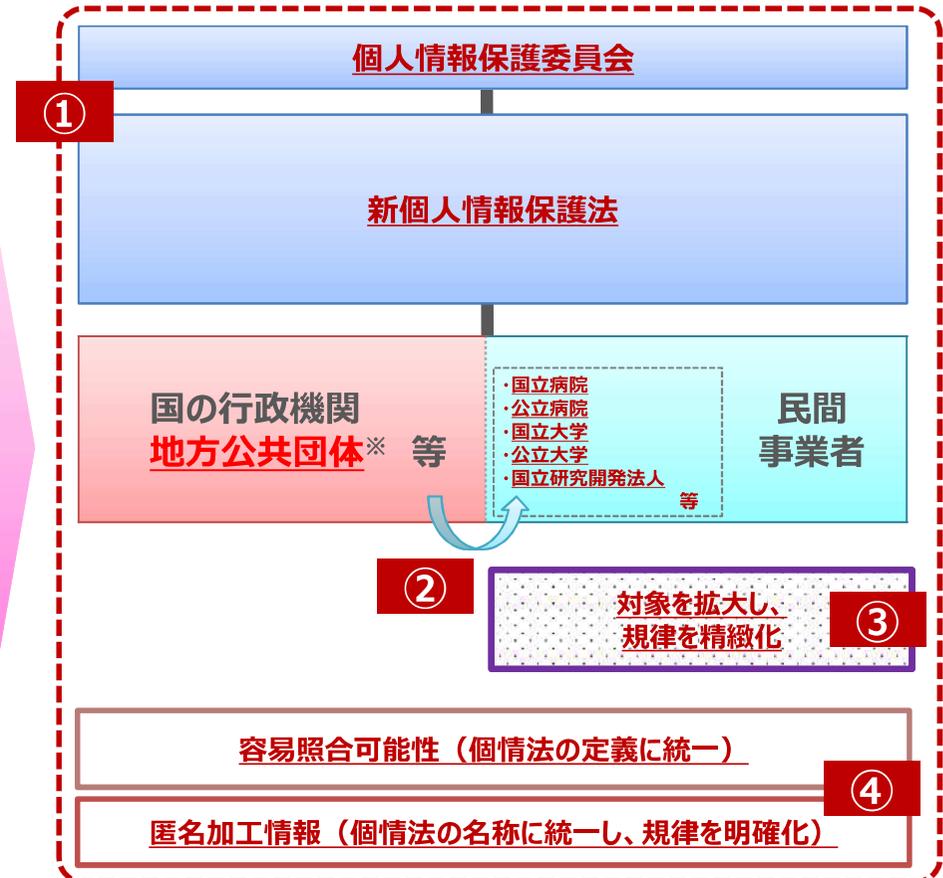
参考：個人情報保護法改正法（令和3年改正法）の概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【見直し前】



【見直し後】



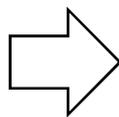
※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

2 令和3年改正法により期待される具体的な効果・メリットの例(地方公共団体の視点から)

1 医療機関同士の連携

<これまで>

国立、公立、民間病院で適用される規律が異なり、連携した治療を行う場合でもデータの連携がスムーズにできなかった。



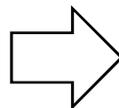
<今後>

- ・ 複数の医療機関の間での連携が円滑に行われるようになり、患者の容体に応じた最適な治療が受けられる。
- ・ 医療機関の間での共同研究も行いやすくなり、新たな治療薬やワクチンの開発期間が短縮される。

2 大規模災害時等の自治体間の連携

<これまで>

自治体間の規律に差異があり、大規模災害等の緊急時でも必要な個人情報の提供に支障があったとの指摘。



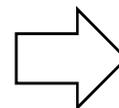
<今後>

地方公共団体間の適切かつ迅速な対応が図られることが期待される（安否不明者の氏名等の公表により効率的な救助・捜索活動が可能に）。

3 個人情報保護の水準の全国的な底上げ

<これまで>

個人情報保護条例を定めていない団体や、条例を定めていても、一部の規定が置かれていない団体が存在。



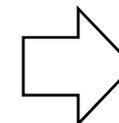
<今後>

法律で共通ルールが設定されることとなり、個人情報保護の全国的な最低水準が設定される（保護水準の全国的な底上げが図られる）。

4 住民にとって分かりやすい制度

<これまで>

地方公共団体ごとに個人情報の取扱いや開示請求の方法等が異なっていた。



<今後>

例えば、転居前後で個人情報の取扱いや開示請求の方法等が同じになり、住民にとって分かりやすい制度となる。

3 公的部門における主な規律（個人情報保護法第5章関係）

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、
特定の個人を識別することができるもの

（例：1枚の名刺）

【保有個人情報】

役職員が職務上作成・取得し、役職員が
組織的に利用するものとして保有する、
行政文書又は法人文書に記録されるもの

→体系的に構成（分類・整理等）され、
容易に検索できる個人情報のみならず、
いわゆる散在情報も含む

【個人情報ファイル】

容易に検索できるよう体系的に構成
したもの（電算機又はマニュアル処理）

① 保有・取得に関するルール

- 法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。
- **利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。**
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。
- **直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的をあらかじめ明示する。**
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

② 保管・管理に関するルール

- 過去又は現在の事実と合致するよう努める。
- **漏えい等が生じないよう、安全管理措置を講ずる。**
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- **委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。**

③ 利用・提供に関するルール

- **原則として、利用目的以外の目的のために利用又は提供してはならない。**
- 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

④ 開示請求等への対応に関するルール

- **本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。**

⑤ 通知・公表等に関するルール

- **個人情報ファイル簿を作成・公表する。**